

29小保年第1742号  
平成29年12月20日

小牧市国民健康保険運営協議会  
会長 早稲田 幸男 様

小牧市長 山下 史守朗

小牧市国民健康保険税率等の改正について（諮問）

このことについて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条及び小牧市国民健康保険運営協議会規則（昭和36年規則第2号）の規定に基づき、下記事項について貴協議会の意見を求めます。

#### 記

##### 諮問事項

- 1 小牧市国民健康保険税率等見直しに関する方針を別紙（案）のとおり規定する。
- 2 小牧市国民健康保険税率等を別紙（案）の税率等に改正する。

## 小牧市国民健康保険税率等見直しに関する方針（案）

### 1 主旨

国民健康保険制度改革に伴う税率等の見直しにあたり、税率等の算定基礎となる国保事業費納付金等の本算定数値の提示時期が毎年度1月中旬頃となる見込みであることから、税率等の見直しの時間的な制約を考慮し、効率的に税率等の見直しを実施するため、税率等見直しの実施方法等を定める。

### 2 課税方式

資産割税率を平成30年度から段階的に縮小し、平成39年度以降の課税方式を3方式とする。

### 3 税率等設定対象年度

- (1) 資産割税率は、平成30年度に平成30年度から平成39年度までを設定する。
- (2) 所得割税率、均等割額及び平等割額は3年度分を3年度毎に設定する。

### 4 税率等の算定の基礎となる国保事業費納付金等

税率等の算定に使用する国保事業費納付金等の数値は、税率等設定対象年度の初年度の仮算定数値とする。

### 5 課税割合

税率等設定対象年度の初年度の直前の年度の課税割合を平成30年度から段階的に小牧市標準保険料率の課税割合に近づけ、平成39年度以降の課税割合を小牧市標準保険料率の課税割合とする。

### 6 法定外繰入金

#### (1) 決算補填等目的による繰入

以下に該当するものは平成30年度から段階的に削減し、平成39年度以降は原則として決算補填等目的による繰入をしない。

- ア 保険料（税）の収納不足
- イ 累積赤字
- ウ 医療費の増加
- エ 後期高齢者支援金
- オ 公債費、借入金利息
- カ 保険料（税）の負担緩和
- キ 地方単独の保険料（税）軽減
- ク 任意給付

(2) 決算補填等目的以外の繰入

以下に該当するものは当分の間は削減対象とせず、3年度毎の見直しの際に削減の可否について検討する。

- ケ 保険料（税）減免
- コ 地方単独事業給付費波及増
- サ 基金積立金
- シ その他

7 税率等の算定

- (1) 国保事業費納付金等の数値から一般被保険者に係る課税必要額を算定する。
- (2) (1) で算定した額以上の額が課税でき、かつ、小牧市標準保険料率の課税割合と同等の税率等を算定し、平成 39 年度の想定目標値とする。
- (3) (2) で算定した税率等と税率等設定対象年度の初年度の直前の年度の税率等との差を税率等設定対象年度の初年度から平成 39 年度までの年度数で除した税率等を、税率等設定対象年度の初年度の直前の年度の税率等に年度毎に均等に加算する。
- (4) (2) (3) で算定した所得割税率及び資産割税率に小数点第 2 位未満の数値があるときは、小数点第 3 位を切り上げて小数点第 2 位までを算出し、均等割額及び平等割額に 100 円未満の端数があるときは、100 円に切り上げる。

## 8 税率等の設定

### (1) 資産割税率

平成 30 年度から平成 39 年度の値を以下のように設定する。

	基礎課税分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
平成 30 年度	18.45%	4.68%	4.50%
平成 31 年度	16.40%	4.16%	4.00%
平成 32 年度	14.35%	3.64%	3.50%
平成 33 年度	12.30%	3.12%	3.00%
平成 34 年度	10.25%	2.60%	2.50%
平成 35 年度	8.20%	2.08%	2.00%
平成 36 年度	6.15%	1.56%	1.50%
平成 37 年度	4.10%	1.04%	1.00%
平成 38 年度	2.05%	0.52%	0.50%
平成 39 年度	0.00%	0.00%	0.00%

### (2) 所得割税率

平成 30 年度から平成 32 年度の値及び平成 39 年度の想定目標値を以下のように設定する。

	基礎課税分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
平成 30 年度	4.22%	1.15%	0.99%
平成 31 年度	4.44%	1.30%	1.12%
平成 32 年度	4.66%	1.45%	1.25%
⋮	⋮	⋮	⋮
平成 39 年度	6.19%	2.49%	2.16%

### (3) 均等割額

平成 30 年度から平成 32 年度の値及び平成 39 年度の想定目標値を以下のように設定する。

	基礎課税分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
平成 30 年度	23,700 円	6,500 円	6,000 円
平成 31 年度	23,900 円	6,900 円	6,600 円

平成 32 年度	24,100 円	7,300 円	7,100 円
⋮	⋮	⋮	⋮
平成 39 年度	25,332 円	10,016 円	10,988 円

(4) 平等割額

平成 30 年度から平成 32 年度の値及び平成 39 年度の想定目標値を以下のように設定する。

	基礎課税分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
平成 30 年度	23,600 円	6,300 円	5,100 円
平成 31 年度	23,100 円	6,400 円	5,200 円
平成 32 年度	22,500 円	6,500 円	5,300 円
⋮	⋮	⋮	⋮
平成 39 年度	18,669 円	7,381 円	5,765 円

9 方針の見直し

この方針は 3 年度毎に見直す。ただし、必要があればその他の年度においても見直すことができる。

小牧市国民健康保険税率等（案）

所得割税率

	基礎課税分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
平成 32 年度	4.66%	1.45%	1.25%

※平成30年度、31年度は附則に経過措置を以下のように規定する。

	基礎課税分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
平成 30 年度	4.22%	1.15%	0.99%
平成 31 年度	4.44%	1.30%	1.12%

資産割税率

	基礎課税分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
平成 39 年度	0.00%	0.00%	0.00%

※平成30年度から平成38年度までは附則に経過措置を以下のように規定する。

	基礎課税分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
平成 30 年度	18.45%	4.68%	4.50%
平成 31 年度	16.40%	4.16%	4.00%
平成 32 年度	14.35%	3.64%	3.50%
平成 33 年度	12.30%	3.12%	3.00%
平成 34 年度	10.25%	2.60%	2.50%
平成 35 年度	8.20%	2.08%	2.00%
平成 36 年度	6.15%	1.56%	1.50%
平成 37 年度	4.10%	1.04%	1.00%
平成 38 年度	2.05%	0.52%	0.50%

均等割額

	基礎課税分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
平成 32 年度	24,100 円	7,300 円	7,100 円

※平成30年度、平成31年度は附則に経過措置を以下のように規定する。

	基礎課税分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
平成 30 年度	23,700 円	6,500 円	6,000 円
平成 31 年度	23,900 円	6,900 円	6,600 円

平等割額

	基礎課税分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
平成32年度	22,500円	6,500円	5,300円

※平成30年度、平成31年度は附則に経過措置を以下のように規定する。

	基礎課税分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
平成30年度	23,600円	6,300円	5,100円
平成31年度	23,100円	6,400円	5,200円